

公益財団法人日本スポーツ協会
令和2年度第5回理事会議事録

日 時 令和3年3月5日(金) 14:00~15:40

場 所 Web会議 ※日本スポーツ協会会議室「スタジアム」から配信

出席者

<理事>

伊藤雅俊会長、遠藤利明、草野満代の両副会長、泉正文副会長兼専務理事、大野敬三、ヨーコゼッターランド、森岡裕策の各常務理事、根本光憲、山下泰裕、平田竹男、坂元要、今井純子、鳥羽賢二、具志堅幸司、宇津木妙子、中谷行道、山倉紀子、坂本和彦、齊藤譲、小野力、茅野繁巳、石川恵一朗、永井邦治、河村祐一、高井信一、牧和志の各理事

<監事>

村田芳子

理事総数27名、うち出席26名で、定款第37条に基づき理事会成立。
定款第34条により、伊藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第1号：令和3年度事業計画及び予算について

(事業計画：泉副会長兼専務理事、予算：森岡常務理事)

令和3年度事業計画について、以下のとおり説明。

「Ⅰ. 事業方針」については、「スポーツ宣言日本」に掲げた21世紀におけるスポーツの使命を実現するため、中期事業方針である「スポーツ推進方策2018」の各施策に取り組むとともに、「スポーツと、望む未来へ。」のコーポレートメッセージのもと、関係機関・団体と連携・協力していく。また、新型コロナウイルス対応を契機とした社会の変化を適切に捉え、「ポストコロナ」時代に合った新たなスポーツの形を模索し、今まで以上に、スポーツの楽しさ、面白さ、歓び、発見、感動を創り続け、スポーツの価値を一層高めるためのイノベティブな取組を推進していく。

「Ⅱ. 事業内容」の「<公1>国民スポーツ推進事業」について、「1. スポーツイベント開催・競技力向上」では、国民体育大会、日本スポーツマスターズ、「スポーツの日」中央記念行事、ジャパン・ライジング・スター・プロジェクトへの協力を実施する。なお、例年開催している国民体育大会役員懇談会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送る。さらに、ジャパン・ライジング・スター・プロジェクトについては、平成29年度から、日本スポーツ振興センターからの委託を受け、実施してきたが、令和3年度から、日本スポーツ振興センターの直轄事業となるため、当協会は、本プロジェクトに協力していく立場となる。このため、理事会終了後、内閣府公益認定等委員会に対して、変更認定申請を行う。

「2. 国際スポーツ交流推進」では、アジア地区スポーツ交流、ASEAN 諸国におけるスポーツ推進貢献活動等を行っていく。なお、これまで日韓の2国間で実施してきた日韓青少年冬季スポーツ交流は、今後、中国を加えた3カ国間で、日韓中青少年冬季スポーツ交流として実施する。新型コロナウイルス感染症の影響により、今後もしばらくの間は海外への渡航制限等が続くことが予想されるため、各国の感染状況等を注視し、実施判断する。

「3. スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため、従前からの各種講習会や大会等を実施することとし、これらを通して幼児や青少年のスポーツ参加の促進を図り、子どもたちにスポーツの楽しさ、喜びを体感させるとともに、体力の向上に寄与する計画とした。なお、「(5)スポーツ少年団の活動充実」については、新たな取組として実施（国庫補助事業）するもので、官民連携のもと、アクティブ・チャイルドプログラムを活用し、子供の運動遊びの定着を推進する。

「4. 地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型クラブ育成プラン2018」に基づき、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を目指し、総合型クラブの登録制度の創設に取り組み、中間支援組織の整備を推進する。なお、クラブ創設支援、自立支援、クラブマネージャー設置支援、クラブアドバイザー配置事業については、令和2年度までスポーツ振興くじ助成事業として実施してきたが、令和3年度から市町村行政等を通じた手続きに変更となる。また、「(7)新しい生活様式における地域スポーツ環境の基盤強化」については、新たな取組として実施（国庫補助事業）するもので、都道府県に設ける連絡会と連携し、地域スポーツ環境の基盤強化に努める。

「5. スポーツ指導者育成・活用促進」では、全ての人々がスポーツ文化を享受するという基本的な権利を保障し、望ましい社会の実現のために中心となる公認スポーツ指導者を育成するため、各種講習会や研修会を実施する。

「6. スポーツ医・科学推進」では各種スポーツ医・科学研究に取り組むとともに、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）及び加盟団体と連携・協力し、国民体育大会ドーピング検査を継続実施するとともに、アンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進していく。

「7. 広報活動推進」では、広報活動基本方針及び広報規程に基づき、積極的な展開を通してブランディング向上を目指す。

「8. 社会貢献活動推進」では、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの積極的な展開を通じて、フェアプレー精神、相互尊敬、相互理解等の理解を深める。また、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰、スポーツ活動における暴力行為等への対応、スポーツボランティア活動の推進を通して、スポーツによる社会貢献活動に努める。なお、平成23年度から東日本大震災復興支援として実施してきた「スポーツこころのプロジェクト」については、震災から10年を区切りとして、令和2年度で事業を終了する。

「9. 組織体制充実・強化」では、従前同様、免税募金活動とスポーツ会館の管理・運営に努める。

「<収1>マーケティング事業」では、「JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」を推進し、協賛企業との連携強化と新規協賛企業の獲得に努めるとともに、「<収2>出版物等販売事業」により、当協会の財源確保に努める。

「＜他1＞加盟団体組織体制促進事業」では、加盟団体の経営力およびガバナンス強化とコンプライアンスの徹底を図るため、セミナーやフォーラムを通じた情報提供やスポーツ団体ガバナンスコードに関連した対応を行う。

「Ⅲ．組織運営及び財政の確立」については、各事業の推進にあたり、当協会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の検討を行い、効率的な運営に努めるとともに、事業評価システムを着実に実施していく。また、スポーツ享受への新たな関わり方や価値を創造するため、スポーツイノベーションに取り組み、新たな収益源の開発を進め、財政基盤の安定化を図るとともに、スポーツ団体ガバナンスコードを踏まえ、コンプライアンスの徹底およびガバナンスの強化をより一層図っていく。

次に令和3年度予算について、「損益計算ベース」の予算書を提示し、以下のとおり説明。

「一般正味財産増減の部」の「経常収益」について、「基本財産運用益」、「特定資産運用益」、「受取登録料」および「受取会費」については、ほぼ前年同額を見込み、「事業収益」は、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた「参加料収入」「協賛金収入」が、例年並みに戻ることを見込み増額計上。「会館使用料収入」においては、会議室使用料収入の減額を見込んでいく。

次に、「受取補助金等」については、補助・助成団体からの内定額または当協会の要望額をもとに編成した。「国庫補助金」については、新規の取組として「子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業」と「新しい生活様式における地域のスポーツ環境の基盤強化事業」が加わるが、「スポーツ活動継続サポート事業」が令和2年度で事業終了となるため、国庫補助金全体では減額となる。

「日本スポーツ振興センター委託金」については、令和2年度で「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」の委託が終了するため、計上していない。

次に、「受取負担金」については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止分を減額していたが、令和3年度は、例年並みに戻ることを見込み増額とした。

以上により、経常収益の合計は、令和2年度に対し23億3千71万2千円減の40億4千2百96万8千円を計上した。

続いて経常費用については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業が通常どおり実施されることを想定した増額、総合型地域スポーツクラブ創設・自立・マネジャー設置支援事業終了に伴う経費の減額、新規に実施する「新しい生活様式における地域のスポーツ環境の基盤強化」、「子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業」による関連経費の増額、「スポーツ活動継続サポート事業」終了による関連経費の減額などを見込んでいく。

その結果、経常費用の合計は、令和2年度に対し、24億9千5百24万8千円減の44億2千2百87万6千円を計上した。

以上の結果、経常収益の合計と経常費用の合計の差である当期経常増減額の合計は、3億7千9百90万8千円の減額計上となった。

次に、経常外増減の部については、計上はない。

以上、経常増減の部と経常外増減の部、さらに法人税、住民税及び事業税を加えた「当期一般正味財産増減額」は、合計で3億9千4百90万8千円の減額計上となった。

次に、「指定正味財産増減の部」は、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰のための秩父宮基金引当資産であり、増減はない。

以上により、「正味財産期末残高」の合計額は、令和2年度に対し、3億9千4百90万8千円減の123億6千4百46万7千円を計上した。

最後に、資金調達の見込みについては、特に借入の予定はない。設備投資の見込みについては、国民体育大会参加申込システムやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、および公認スポーツ指導者の登録システム、さらにこれらシステムの統合構築費を見込み、計1億1百19万8千円を計上した。

以上、令和3年度事業計画、予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

議案第2号：令和2年度第2次補正予算について (森岡常務理事)

令和2年度第2次補正予算について、以下の通り説明。

令和2年度予算については、令和2年11月12日開催の令和2年度第3回理事会において、第1次補正予算の承認を得ているが、今回は主に「スポーツ活動継続サポート事業」の執行状況を踏まえ、「令和2年度第2次補正予算(案)」を編成した。

「経常収益」については、「スポーツ活動継続サポート事業」の国庫補助金が、第1次補正予算編成時には、約48億円を計上していたが、補助金の交付執行額が、1次予算編成時より約21億減となることを見込まれることから、補助金を減額計上した。

また、新型コロナウイルスの影響により、第1次補正予算編成時以降、中止や実施形態が変更となった事業の事業経費が減額することに伴う補助金、助成金、事業負担金を減額計上した。

なお、令和2年度の国の第3次補正予算として内示のあった「子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業」の補助金については、令和3年度予算に収益計上している。

以上の結果、「経常収益」は、現行予算額に対し、20億4千4百41万1千円減の63億7千3百68万円を計上した。

次に、「経常費用」については、「スポーツ活動継続サポート事業」の補助金交付の執行状況と、新型コロナウイルスの影響により、中止となった事業の事業経費を減額計上した。

以上の結果、「経常費用」は、現行予算額に対し、20億8千1百22万6千円減の69億1千8百12万4千円を計上した。

「経常外増減の部」については、変更なし。

以上により、「正味財産期末残高」の合計額は、1次補正予算額に対し、3千6百81万5千円増の127億5千9百37万5千円を計上した。

以上、令和2年度第2次補正予算について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第3号：特定資産の積立てについて (森岡常務理事)

特定資産の積立てについて、以下のとおり説明。

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE（以下、「当会館」という。）は、令和元年4月に竣工し、今年で築3年目となる。築4年目以降は、電気設備、衛生消火設備をはじめ、外装、内装等の修繕を行うことが想定され、築20年目までの修繕費は、累計約20億円となることが見込まれる。当会館を共同で所有している日本オリンピック委員会と折半としても、修繕費として約10億円が必要となる。

現在、当協会では約2億5百万円を会館修繕引当資産として保有しているが、今後20年間の修繕を見据え、計画的に会館修繕費用を積立てる必要がある。

そこで、本年度から、修繕に備えるための特定資産として、年間5千万円を20年間積み立てる計画を提案する。積立累計額は令和21年度に10億円となり、現在保有している会館修繕引当資産の2億5百万円を加えると、令和21年度に、約2億1千5百万円が残る計算となるが、残額は築21年以降の修繕費に向けた積立てとする。

なお、積立額は、年度ごとの決算状況により変動が生じる可能性がある。

以上、当会館の修繕に備えるための特定資産として、年間5千万円を20年間積み立てる計画について諮り、出席理事全員一致で可決された。

第4号：当協会への加盟について (森岡常務理事)

一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会及び公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟の加盟について、以下の通り説明。

本件については、去る12月18日開催の「加盟団体審査委員会」において審議した結果、当協会加盟申請審査要項に定める準加盟団体としての基準を満たしていると判断し、本理事会において審議いただくこととなった。

一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会は、さらなるウエルネス吹矢の普及と将来的な国民スポーツ大会への参加を目指し、JSPOへの加盟を希望している。当該協会は1998年に設立された団体であり、2007年には一般社団法人となっている。主な事業はスポーツウエルネス吹矢の競技会や体験会、指導者の育成等である。都道府県支部は47都道府県全てに設置されており、そのうち10支部が都道府県体育・スポーツ協会へ加盟している。総会員数はおよそ67,000人、そのうち競技会に出場するための競技登録会員数はおよそ30,000人。指導員はおよそ2,800人、審判員はおよそ900人が登録している。国際連盟は存在していない。国内スポーツ団体としては、日本レクリエーション協会と日本障がい者スポーツ協会に加盟している。主な主催大会には、個人戦の全日本選手権のほかに、ジュニア競技会や団体選手権大会、障害者競技会も開催している。事業収益の多くは会費、段位の認定料となっている。

次に、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟は、生涯スポーツとしての

競技展開や、JSPO の指導者資格との連携を目指し、JSPO への加盟を希望している。当該連盟は 1995 年に設立された団体であり、2013 年には公益社団法人となっている。主な事業は、競技会の開催や指導者の育成、国際選手権への代表選手の派遣等。都道府県支部は 44 都道府県に設置されており、そのうち 3 支部が都道府県体育・スポーツ協会へ加盟している。総会員数はおよそ 4,600 人、指導員はおよそ 800 人、審判員はおよそ 600 人が登録している。国際ボディビル・フィットネス連盟と、アジアボディビル・フィットネス連盟へ加盟している。また、国内スポーツ団体としては、日本オリンピック委員会、日本ワールドゲームズ協会、日本アンチ・ドーピング機構、日本スポーツフェアネス推進機構に加盟している。主な主催大会には、男女別の選手権のほかに、マスターズ選手権やジュニア選手権も開催している。収益の多くは競技会の事業収益となっている。

以上を説明の後、本議案に関連して以下の質疑応答が行われた。

(草野副会長)

資料記載の中に、女性役員の比率が出ているが、これまでも申請を行う上で必要な情報になっていたのか。それとも、このところの一連のジェンダーの問題を受けて、このような形になったのか。

(森岡常務理事)

女性役員の比率については、今後、意識して取り組まなければならないことから、今回から女性比率を記載した。

※実際には、当協会が 2018 (平成 29) 年に「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」に署名したことから、それ以降、加盟申請団体調書の様式に「女性の参画状況」を記載する欄が加わっている。

(草野副会長)

何パーセントになったら、どういう意味を持つのか、また、他の加盟団体についてはどうなのか、今後、議論が必要だと思う。

(森岡常務理事)

スポーツ団体ガバナンスコード<競技団体向け>において、女性役員の目標を 40% 以上とすることが明記されており、すべての中央競技団体は、4 年に 1 度、適合性審査を受けるとともに、毎年 1 回の自己説明と公表を行うことになっている。適合性審査は、令和 2 年度から運用を開始しており、今後、スポーツ団体においては、40% 以上を目指して努力することになる。

(遠藤副会長)

JSPO においても、すぐに 40% 以上とすることは難しいと思うが、どこかのタイミングで行うという方針を出す必要があるだろう。

(森岡常務理事)

JSP0 もガバナンスコードに基づき、毎年 1 回の自己説明と公表を行うことになっており、その中で、令和 3 年度に理事・評議員の女性割合について議論し、規程等の整備を図ることとしている。

以上の質疑の後、一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会及び公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟の当協会への加盟について諮り、出席理事全員一致で可決された。

第 5 号：日本スポーツ協会協賛制度規程について (森岡常務理事)

日本スポーツ協会協賛制度規程の制定について、以下の通り説明。

スポーツ庁が策定した「ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」において、「NF が適切なガバナンスを実施する上で必要な財政的基盤を整えるための規程としては、スポンサーシップ、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するための NF の権利に関する規程等が挙げられる。」と示された。

当協会では、これまでも企業協賛について制度を設け、それに基づき対応してきたが、同ガバナンスコードに示された内容を受け、改めて企業協賛に関する規程として整える必要が生じた。

このことを受け、ブランド戦略委員会にて内容を協議の上、本理事会に提案することとなった。

規程は、第 1 条（目的）から第 9 条（改廃）まで 9 つの条項で構成しており、協賛の目的、趣旨や協賛いただく企業等としての要件、協賛種別など、協賛に関する必要な条件を記している。

また、協賛の具体的な内容・金額等については別途作成・公開している「セールシート」を用いて対応していく。

なお、改定した規程の施行日は、理事会承認後の令和 3 年 3 月 6 日付とする。

以上、日本スポーツ協会協賛制度規程の制定と、条文の字句等の修正が生じた場合の対応については、森岡委員長と伊藤会長に一任することを併せて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 6 号：事務局機構及び諸規程の改定について (根本理事)

事務局機構及び事務局規程、並びに服務規程の改定について、以下のとおり説明。

委員会構成について、特別委員会として設置している「スポーツこころのプロジェクト実行委員会」、「新型コロナウイルス対策スポーツ活動支援特別委員会」が、所期の目的を達成するため、令和 3 年 3 月 31 日をもって解散となる。よって、4 月 1 日

からは、14 委員会と日本スポーツ少年団の委員会構成となる。

次に、事務局構成については、6 部 3 室にて構成する。

以上に伴い、事務局規程を以下の通り改定する。

第 2 条及び第 3 条（事務局機構）

- 「暴力等相談室」を新設し、総務課で対応していたスポーツにおける暴力行為等相談窓口の業務を担う。
- ブランド推進部をブランド戦略部に名称変更する。これに併せ、マーケティング課、広報課をそれぞれマーケティング戦略課、広報戦略課に名称変更する。
- 「イノベーション推進室」を新設し、新規事業の企画立案等を行うなど、JSPO 全体のイノベーションの推進を担う。
- 国体推進部について、現在、国体課および競技支援課で構成しているが、J-star プロジェクトの実施主体が当協会から JSC に変更されるため、この業務を担ってきた競技支援課を廃止し、国体課をスポーツプロモーション部へ移行する。
- 「東京オリンピック・パラリンピック等支援室」、「新型コロナウイルス対策スポーツ活動支援室」を廃止し、東京オリパラ等支援室業務は、国際課にて所管する。
- 総務部に属し、当協会の中長期計画の策定や事業評価等を担っていた「企画調整課」を廃止する。

第 4 条～第 18 条（所管業務）

- 第 4 条の総務課業務に、これまで企画調整課が所管してきたスポーツ団体の加盟に関する事、スポーツに関する政策及び方針に係る国、地方公共団体、スポーツ団体との連絡調整並びに情報の収集、分析及び提供に関する事、中長期的な経営方針の企画立案に関する事、事業評価に関する事、適合性審査に関する事、総合企画委員会、加盟団体審査委員会に関する事等の業務を追加する。なお、アンチ・ドーピング委員会に関する事は、スポーツ科学研究室に移管する。
- 第 6 条は、企画調整課の廃止により、削除する。
- 第 7 条、第 8 条は、マーケティング課をマーケティング戦略課に、広報課を広報戦略課に名称を変更する。
- 第 9 条の国体課業務に、これまで競技支援課が所管してきた国民体育大会等における競技者の育成・支援、情報の収集、分析及び提供に関する事、競技者育成等に関する加盟団体との連携・協力に関する事、加盟団体が実施する国民体育大会等各競技会並びにスポーツ関連行事に対する指導、助言、協力及び必要な助成に関する事等の業務を追加する。
- 第 11 条は、競技支援課の廃止により、削除する。
- 第 12 条の国体課業務に、これまで東京オリンピック・パラリンピック等支援室が所管してきた公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連携に関する事、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援に関する事、国内のオリンピック・パラリンピック気運の醸成に関する事、国際総合競技大会の支援に関する事等の業務を追加する。

- 第 14 条の少年団課に、「子どもの運動遊びに関すること」を追加する。
- 第 16 条のスポーツ科学研究室に、これまで総務課が所管してきた「アンチ・ドーピング委員会」を移管する。
- 第 17 条に暴力等相談室、第 18 条にイノベーション推進室の所管業務を新たに追加する。

附則

- 改定した規程の施行日は、令和 3 年 4 月 1 日付とする。

また、事務局規程の条項番号の変更に伴い、給与規程と服務規程の該当箇所を併せて変更し、両規程とも、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

以上、事務局機構及び諸規程の改定と、条文の字句等の修正が生じた場合の対応並びに関連する諸規程に改定の必要性が生じた場合の対応については、伊藤会長に一任することを併せて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 7 号: 事務局長及び事務局管理監の任命について (泉副会長兼専務理事)

事務局長及び事務局管理監の任命について、以下の通り説明。

事務局長及び重要な職員の任免については、当協会定款に「理事会の承認を得て会長が任命する」としている。令和 3 年度の事務局機構の改編に対応するためには、事務局体制を今まで以上に強化する必要がある、このため事務局長については、引き続き内部登用を行うこととし、併せて事務局長を補佐し、効率的な事務局運営を図るために、事務局規程第 25 条及び第 33 条に基づく事務局管理監の登用を以下の通り提案する。なお、就任辞令は、令和 3 年 4 月 1 日付とする。

●事務局長 岡 達夫 (現事務局次長兼財務部長)

●事務局管理監 根本 光憲 (現事務局長)

以上、事務局長及び事務局管理監の任命について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報 告

1. 会務関係

会務関係について、以下の通り報告。

(1) 令和 3 年度公営競技補助金等の要望について (森岡常務理事)

令和 3 年度公営競技補助金等の要望については、令和 2 年 7 月 8 日付第 2 回理事会決議の省略において伊藤会長に一任とされており、その内、「スポーツ振興基金助成」について、以下の通り要望額を取りまとめ、申請を行った。

<スポーツ振興基金助成 (日本スポーツ振興センター) 要望額>

内訳は以下の通り。

1. 第 44 回全国スポーツ少年団剣道交流大会 : 15,205 千円 (前年比+3,505 千円)
2. 第 19 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 : 29,894 千円 (前年比+1,200 千円)

3. 第 43 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会：15,899 千円（前年比+1,320 千円）
合計：60,998 千円（前年比+6,025 千円）

(2) 日本スポーツ協会人材育成基本方針の策定について（泉副会長兼専務理事）

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の原則 1(2)において、「組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること」とされていることから、資料の通り「日本スポーツ協会人材育成基本方針」を策定した。

今後、本方針に明記されている内容を具現化するための実行計画を策定し、令和 3 年度中に取りまとめる予定としている。

(3) 日本スポーツ協会における財務の健全性確保策について（森岡常務理事）

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の原則 1(3)において、「財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること」とされていることから、資料の通り「日本スポーツ協会における財務の健全性確保策」を策定した。

今後、本策をもとに、中長期的な見通しを持った財務を遂行し、財務の健全性を確保することで、組織運営を安定させ、戦略的、効果的に事業を展開する。

(4) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競団体向け＞適合状況に関する自己説明・公表内容について（小野理事）

ガバナンスコードでは、年に 1 回、各団体において、ガバナンスコードの適合状況について自己説明及び公表することが求められている。当協会では、令和 2 年 3 月開催の令和元年度第 6 回理事会において、自己説明の内容について承認を受け、ホームページにおいて公表しているが、1 年が経過するため、あらためて倫理・コンプライアンス委員会において、適合状況の確認を行い、各取組の進捗状況に応じて、資料の通り修正・追記を行った。

なお、外部理事 25%以上、女性理事 40%以上などの目標割合の設定や、外部評議員及び女性評議員の目標割合の設定といった、組織の根幹にかかわる議論が必要な項目については、当初から自己説明・公表しているとおおり、加盟団体からの意見を聴取しながら、2021 年度内に規程の改定等を伴う対応を行う。

(5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査の進捗について（森岡常務理事）

現在、中央競技団体から提出された書類に基づく書類審査とヒアリング調査が終了し、審査委員会での審議を進めている状況である。

令和 2 年 10 月末までに、令和 2 年度の審査対象団体である 28 団体すべてから、審査書類が提出されており、その後、弁護士・公認会計士・学識経験者で構成する予備調査チームにより、文書調査とヒアリング調査を実施した。

予備調査の内容は、統括 3 団体の諮問委員会として設置している審査委員会に報告

され、審査委員会で審査結果案を決定する。この審査結果案は、各統括団体に答申される。

JSPO の場合、答申後に開催する加盟団体審査委員会を経て、4 月開催の第 1 回理事会でご審議いただき、最終的な審査結果として決定する。

なお、審査結果は、5 月頃に NF へ通知されると同時に、統括団体 HP で公開する。

(6) 令和 2 年度「Japan Sport Convention-JSPO 加盟団体経営フォーラム」の実施
について (泉副会長兼専務理事)

令和 2 年度「Japan Sport Convention-JSPO 加盟団体経営フォーラム」の実施内容が資料の通り決定した。

2. 国民体育大会関係 (大野常務理事)

国民体育大会関係について、以下の通り報告。

(1) 第 76 回国民スポーツ大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会の終了について

第 76 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会は、愛知県にてスケート競技のフィギュア・ショートトラック種目とアイスホッケー競技を、岐阜県にてスケート競技のスピード種目を開催した。

愛知県でのスケート・アイスホッケー競技会の開催は、平成 24 年の第 67 回大会以来、2 回目の開催、岐阜県でのスケート競技会の開催は、平成 24 年の第 67 回大会以来、2 回目、スキー競技会を含めると冬季大会は 4 回目の開催となった。

開始式、表彰式、競技会は全て無観客とし、例年よりもプログラムを短縮するなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を徹底して開催した。

競技会は、1 月 27 日から 31 日までの 5 日間、愛知県の名古屋市、豊橋市、長久手市、岐阜県の恵那市で開催した。

参加者数は、選手・監督 1,405 名、本部役員 326 名の計 1,731 名であったが、その内、選手・監督 302 名、本部役員 59 名の計 361 名が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため棄権となった。

両競技会の成績は、スケート競技会では、男女総合成績において北海道が 6 年ぶり 54 回目の優勝、女子総合成績では長野県が 6 年連続 20 回目の優勝を果たした。また、アイスホッケー競技会では、北海道が、7 年連続 36 回目の総合優勝を果たした。

各競技会には、オリンピックや世界選手権などの国際大会の代表経験者が多数参加するとともに、将来世界に羽ばたく有望な少年種別の選手の活躍のほか、地元選手も大いに活躍し、無観客の中、選手たちの活躍により、成功裡に終了した。

コロナ禍の中での国体開催となったため、参加した選手・監督、本部役員に対しては、大会終了後 2 週間の健康経過観察を義務付けた。各都道府県体育・スポーツ協会からは、大会終了後 2 週間において、感染者の報告はない。

ドーピング検査については、日本アンチ・ドーピング機構により、競技会検査を実施したが、検査結果はまだ出ていないため、後日、当協会ホームページにて公表する。

冬季大会における企業協賛は、スケート・アイスホッケー競技会の開催地である愛知県、岐阜県と協同連携し、国体パートナーとして、大塚製薬、三井住友海上、時事通信社の3社のほか、岐阜県で開催するスケート競技会スピードスケート種目に対する冬季国体パートナーとして、地元の十六銀行、大垣共立銀行、東美濃農業協同組合にご支援をいただいた。各競技会場には、国体パートナー、冬季国体パートナーの企業ロゴ看板を掲出し、国体チャンネルの露出も勘案し設置した。

次に、インターネット動画配信サービス「JSPO TV（ジェイスポ ティービー）国体チャンネル」について、2019年の茨城国体の際に開設しており、今回が2回目の実施となる。今回も、国体パートナーである時事通信社に協力いただき、冬季大会では初、また予選も含めた全競技をライブ配信、アーカイブ配信した。会期中、予想以上のアクセスにより式典・競技が視聴困難な状況がたびたび発生し、ご迷惑をおかけしたことを関係各位にお詫びする。

期間中のアクセス数は会期中の5日間で114万件以上となり、11日間で37競技の茨城国体で166万件だったことも踏まえると、今回の取組に非常に大きな関心があったことがうかがえる。SNS等での反応も、配信トラブルに関するコメントも多かった一方、配信に対する感謝など好意的なコメントも多くあった。現在もアーカイブ動画を配信しているため、是非ご覧いただくとともに、関係の方にもご紹介いただきたい。国体チャンネルについては、三重国体でも実施を計画しており、現在、三重県実行委員会とも調整を行っている。

最後に、冬季大会の開催地選定が大変厳しい中、また、コロナ禍の中、準備や運営にご尽力いただいた愛知県及び岐阜県、関係各位に対して謝辞が述べられた。

(2) 第76回国民体育大会冬季大会スキー競技会の中止について

令和3年2月1日開催の第3回臨時国民体育大会委員会において、第76回国民体育大会冬季大会スキー競技会を中止することを決定した。

第76回冬季大会スキー競技会の開催に向け、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底すべく、当協会では「国体開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」を作成し、開催県においても、ガイドラインを作成するなど、鋭意準備を進めてきた。

スキー競技会の開催地となる、秋田県並びに鹿角市では、コロナ禍の中、スキー競技会の開催に向けた準備に加え、感染防止対策に対応いただくなど、相当のご尽力をいただいた。

そういった中、年末年始にかけ、新型コロナウイルスをとりまく状況が大きく変化し、年明けには、11都府県に緊急事態宣言が発出されるなど、感染が拡大した。

主催者で開催に向け協議を重ねたところ、秋田県及び鹿角市から、新型コロナウイルスをめぐる県内の状況を踏まえ、開催を中止するよう申し入れがあった。

秋田県からの申し入れを踏まえ、主催者間で協議した結果、安全・安心に大会を開催することが困難な状況となっていると判断した。

国体は、スポーツ基本法にも位置付けられる、重要な大会であり、これまで開催地

はもとより、選手や競技団体などをはじめとする、多くの関係者が開催に向け、長い時間をかけて準備してきたが、このような開催地の状況も踏まえ、国体委員会で協議し、苦渋の決断ではあったが、スキー競技会を中止することを決定した。

中止の理由は、資料のとおり。

なお、来年の第77回冬季大会スキー競技会は、秋田県鹿角市で開催する。

3. 日本スポーツマスターズ関係 (坂元理事)

日本スポーツマスターズ関係について、以下の通り報告。

● 日本スポーツマスターズ2022岩手大会の会期について

令和4年開催の日本スポーツマスターズの開催地は、既に岩手県に決定しており、会期について岩手県と協議した結果、令和3年2月24日に開催した日本スポーツマスターズ委員会において、開会式を令和4年9月22日(木)、各競技を同年9月23日(金・祝)から26日(月)までの4日間とすることが決定した。

一部競技については、例年と同様に会期前実施となり、水泳競技は国民体育大会との重複を避けるため、9月3日、4日の2日間とした。

なお、ゴルフ競技の日程については、従前からゴルフ場の営業等を考慮し平日開催としており、現在、岩手県内にて調整を行っている。

なお、実施競技については、現行の13競技とする。

4. 生涯スポーツ推進関係 (泉副会長兼専務理事)

生涯スポーツ推進関係について、以下の通り報告。

● 生涯スポーツ・体力づくり全国会議2021の終了について

本会議は、スポーツ庁及び当協会をはじめとするスポーツ関係8団体で構成する「生涯スポーツ・体力づくり全国会議実行委員会」の主催により開催した。

今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの開催とし、令和3年2月5日にライブ配信を行い、全国から1,181名の参加を得た。また、2月12日から25日には、参加申込者が再度視聴することが出来るオンデマンド配信を行った。

全体テーマは「スポーツの力 ～新しい生活様式におけるスポーツ～」とし、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、活動自粛が余儀なくされる中、安全な環境のもと、生活の中にスポーツを取り込み、再び活力と潤いのある豊かな生活を取り戻すため、また、1年延期された東京2020大会の成功に向け、改めて「スポーツの力」を再認識し、スポーツ関係団体等に求められている新しい生活様式におけるスポーツ推進方策について協議を行うことを目的に開催した。

基調講演では、「今だからこそ、新しい生活様式におけるスポーツの力を皆に届けよう！」をテーマに、室伏広治スポーツ庁長官が基調講演を行った。

当協会が担当したセッション1では、山口大学教育学部准教授の上地広昭氏から、「新たな生活様式における成人女性のスポーツ参加に向けて」をテーマに講演いただき、成功裡に終了した。

なお、令和3年度は、令和4年2月に沖縄県での開催を予定している。

5. スポーツ指導者育成関係 (ゼッターランド常務理事)

スポーツ指導者育成関係について、以下の通り報告。

● 公認スポーツ指導者の処分について

公認スポーツ指導者7名(6件)について、指導者育成委員会処分審査会において審査し、不適切な行為の程度・結果を処分基準に照らし合わせて、以下の通り処分を決定した。

	資格名	性別	違反行為	処分内容	処分施行日
1	軟式野球コーチ3	男性	暴力・体罰	資格停止6か月	令和2年12月14日
2	空手道コーチ3	男性	暴言等	厳重注意	令和3年1月25日
3	剣道コーチ1	女性	暴力・体罰	資格停止6か月	令和3年1月30日
4	ラグビーフットボールコーチ3	男性	暴力・体罰	資格取消し	令和3年2月8日
5	バレーボールコーチ1	男性	暴力・体罰	資格停止24か月	令和3年2月16日
	バレーボールコーチ1	男性	暴力・体罰	資格停止18か月	令和3年2月12日
6	バドミントンコーチ3	男性	暴力・体罰	資格停止6か月	令和3年2月21日

6. 社会貢献活動推進関係 (泉副会長兼専務理事)

社会貢献活動推進関係について、以下の通り報告。

● スポーツ活動継続サポート事業について

令和2年度第2次補正予算事業として実施している「スポーツ活動継続サポート事業」の補助金の当初予算は46億4千7百60万円であったが、申請件数及び1件当たりの交付決定額の規模感を考慮し、令和3年1月15日付でスポーツ庁へ14億1千6百77万7千6百円を返金し、現時点では32億3千82万2千4百円となっている。

申請件数につきましては、4,037件となり、令和3年2月26日時点で、全ての申請者を補助交付決定者とし、その申請に基づく交付決定額累計は25億2千68万円を見込んでいる。その結果、補助金予算額に対する執行率はおよそ78%となる。

現在、交付決定者からの報告書を鋭意精査しており、令和3年3月中旬までに全ての申請者に対して補助金を交付する予定。

最終的な補助金額は、令和3年6月の理事会において報告する。

以上の諸報告をいずれも了承後、15時40分に閉会。